

審査基準・標準処理期間

所属名	健康福祉部地域福祉推進課
内線番号	5628

No.	項目	内容
①	処分名	生活困窮者住居確保給付金の支給
②	法令名	生活困窮者自立支援法
③	法令番号	平成25年法律第105号
④	根拠条項	第6条第1項、第2項
⑤	処分権者	知事(委任先:丹後広域振興局長、南丹広域振興局長、山城広域振興局長)
⑥	審査基準	<p>住居確保給付金の支給対象となる者は、次表の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者である。</p> <p>①イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること</p> <p>②イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。又はロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること</p> <p>③イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること</p> <p>④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること[収入要件]</p> <p>⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること[資産要件]</p> <p>⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間(第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、6月間)に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。</p> <p>⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと</p> <p>⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>【文書名】・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年5月8日 第13版)</p>
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑪	問合せ	地域福祉推進課生活困窮・自殺対策推進係(075-414-5628)
⑫	備考	